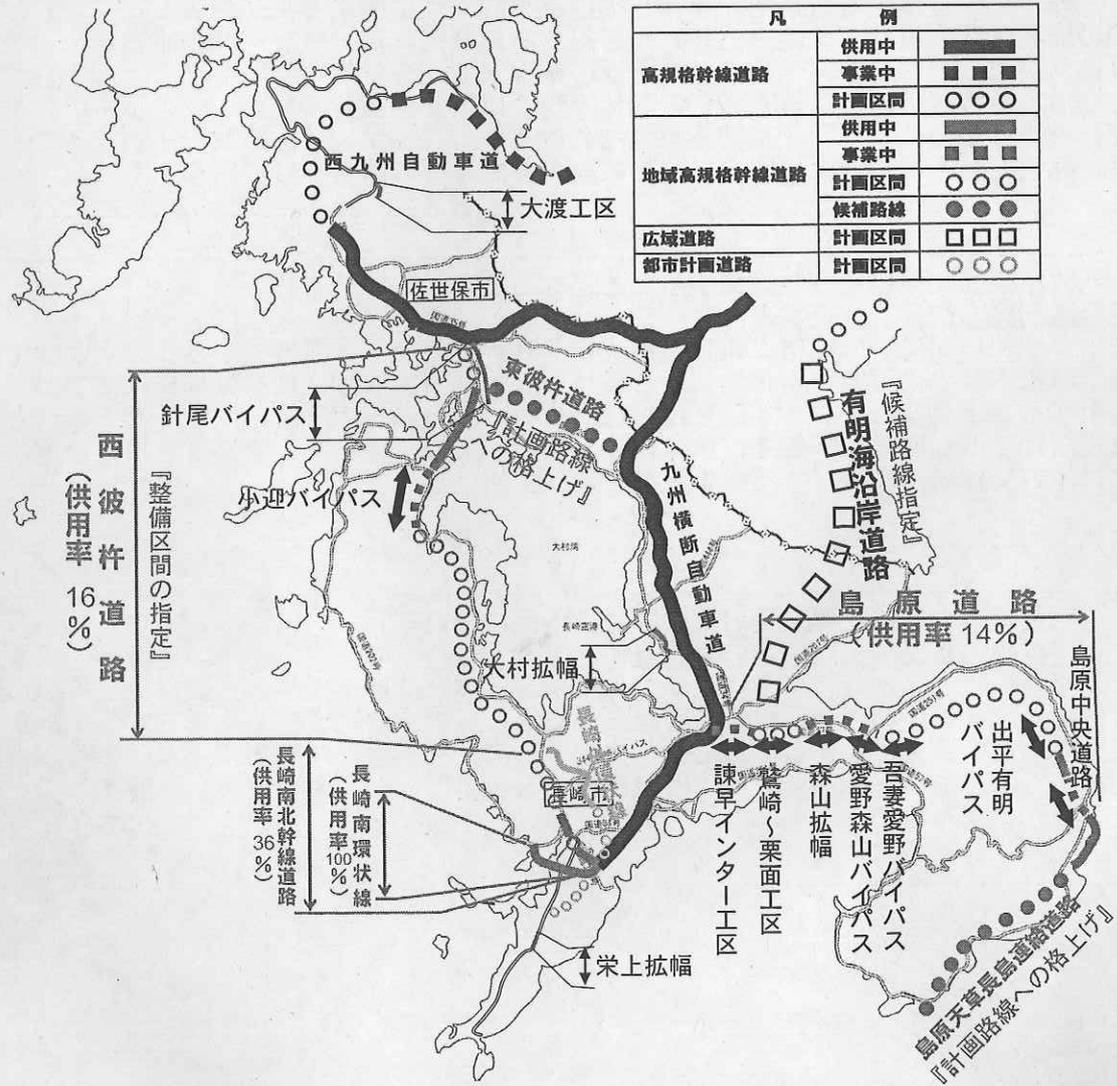


11 幹線道路（地域高規格道路・国道・県道）の整備促進について  
【国土交通省】

- 【提案・要望の具体的内容】
- 1 地域高規格道路の整備促進を図ること
    - (1) 島原道路
      - ・ 出平有明バイパス、吾妻愛野バイパス、愛野森山バイパス、森山拡幅、鷺崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
    - (2) 西彼杵道路
      - ・ 整備区間の指定
    - (3) 東彼杵道路の計画路線への格上げ
    - (4) 島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
    - (5) 有明海沿岸道路の候補路線指定
  - 2 国道の整備促進を図ること  
(一般国道34号大村拡幅、205号針尾バイパス、499号栄上拡幅等)
  - 3 県道の整備促進を図ること  
(佐世保吉井松浦線大渡工区、棧原小茂田線上見坂工区、有川新魚目線広瀬工区等)
  - 4 長崎～福江港～富江間を国道に指定すること

《長崎県内の高規格・地域高規格道路網》





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、離島・半島地域を多く抱え、山間部が多く平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般に立ち遅れています。

(平成22年4月1日現在の道路改良率 長崎県:70.5%、全国:75.3%)

このため、産業や地域が輝く長崎県づくりを実現するためには、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援する地域高規格道路をはじめとした広域的な幹線道路の整備が必要です。

また、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)整備による離島への交流機能の拡大が期待され、その効果を高めるための長崎～福江港～富江間の国道指定が求められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・島原道路、西彼杵道路

島原道路、西彼杵道路は、高速交通体系から取り残されている島原半島地域、西彼杵半島地域において、県内外の主要都市間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援するために不可欠な地域高規格道路ですが、供用率はそれぞれ14%、16%と低く、地域からも早期整備を強く求められています。

・東彼杵道路、島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ、有明海沿岸道路の候補路線指定  
東彼杵道路、島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路は、地域からの早期整備に関する要請も強く、交流人口の拡大等による地域振興を図るため、早期に格上指定を行う必要があります。

・国道、県道の整備促進

交通混雑の解消及び地域住民の利便性向上のための都市内幹線道路、離島・半島内道路、バス路線、狭隘区間等について、早期整備を図ることが緊急の課題となっております。

・長崎～福江港～富江間の国道指定

長崎と五島列島を国道で結ぶことにより、豊かな観光資源を活用した新たな観光ルートの展開、地場産業の育成・強化を支援する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・地域高規格道路については、事業中区間の完成のために必要な予算の確保を望みます。また、整備区間の指定や未着手区間の調査促進へのご配慮をお願いします。さらに、計画路線への格上げや候補路線の指定が早期になされることを望みます。

・国県道についても、本県の道路整備が遅れることの無いよう、必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与します。

## 12 再生可能エネルギーの普及促進について

【経済産業省、環境省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

#### 1. エネルギー基本計画の早期見直し

東日本大震災を受けて、これまでのエネルギー基本計画の早期の見直しと実施を行っていただきたいこと。

#### 2. 国の支援策の充実について

##### (1) 法制度の運用について

①再生可能エネルギーは、種別によって導入に要する期間が異なることから、買取価格の見直し時期について弾力的に設定していただきたいこと。

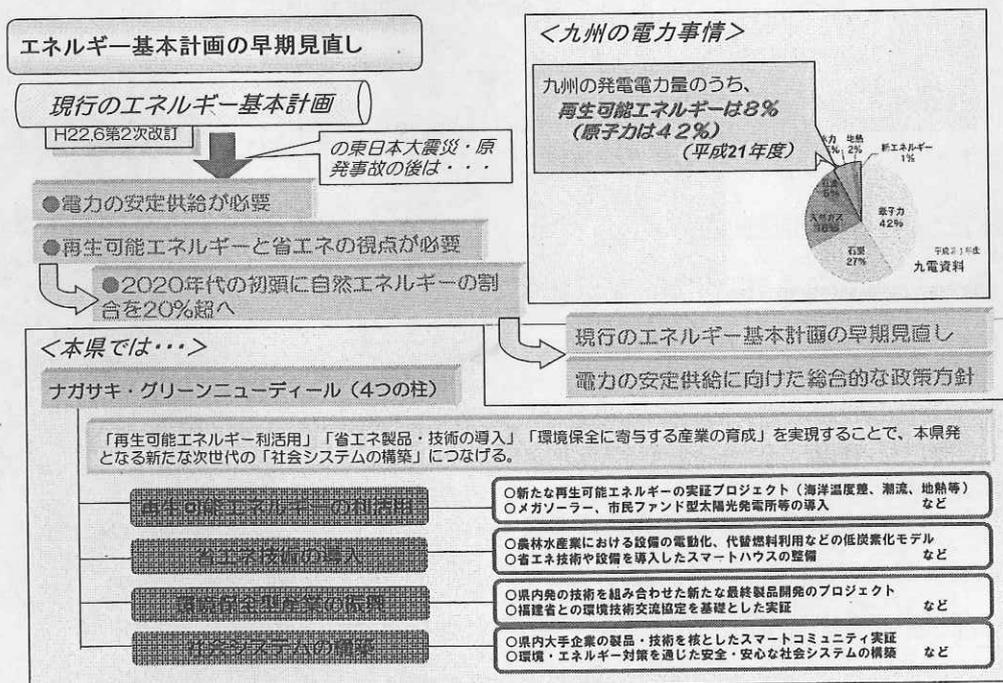
②太陽光発電に付随する管理施設等について、開発行為許可が不要となるよう開発許可制度運用指針を改正していただきたいこと。

③発電事業を行う場合は、河川などの公共用物の使用を可能にするよう、弾力的運用を図っていただきたいこと。

##### (2) 財政的支援について

①太陽光発電設備などの再生可能エネルギーに係る発電設備に関する特別償却制度を延長するなど、税制優遇措置の充実を図っていただきたいこと。

②発電事業にかかる系統連系のための支援制度を創設すること。



## 【1 エネルギー基本計画の見直しについて】

○エネルギー基本計画については、①エネルギーの安全保障の総合的確保 ②地球温暖化問題の解決 ③エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役の3つの視点から一昨年6月に第2次改定が行われたところであり、しかしながら、昨年3月11日の東日本大震災を受けて、わが国の電力の安定供給に混乱が生じるなど、混乱が生じています。

については、本計画を早期に見直しいただき、電力の安定供給や再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な政策方針を策定していただくことを望みます。

## 【2 国の支援策の充実について】

### (1) 法制度の整備について

①再生可能エネルギー特別措置法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとなっておりますが、事前調整の段階から実際に再生可能エネルギーが導入されるまでの期間は、1年程度のものから10年程度のものまで、エネルギーの種別によって大きく異なります。特に、この期間が長い再生可能エネルギーの場合、途中で買取単価が見直されると事業採算性に大きな差異が生じ、導入が進まない恐れがあります。

については、固定買取価格の見直しの時期については、再生可能エネルギーの種別ごとに弾力的に対応することを望みます。

②太陽光発電については、発電施設本体の設置については、屋内的用途として使用する場合を除き、「建築物」に該当しないことから、都市計画区域内外にかかわらず、開発行為許可申請の適用除外に該当し、不要であるものと考えられます。しかしながら、管理施設や蓄電施設等の附帯施設については明確な規定がないため、発電施設全体に関する開発行為の許可申請が必要か否かは結果的に当該部局との協議が必要となります。

昨年、風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しないこととして開発許可制度運用指針が改正されており、太陽光発電についても、再生可能エネルギー普及の一環から同様の措置を望みます。

③一般に公園や河川区域などのいわゆる公共用物については、営利を目的とする特定の法人等に対しては賃貸が難しい状況です。これらの土地の中には、再生可能エネルギー設備の導入が可能な場合もあることから、発電事業を行う場合には、長期の賃貸が可能となるよう制度設計を望みます。

### (2) 財政的支援について

①再生可能エネルギー特別措置法の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し、かつ事業の用に供した場合は、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとなっておりますが、更なる再生可能エネルギー普及のため、当該期間の延長を望みます。

②固定買取価格制度が施行された場合、複数の事業者が、ほぼ同時期に同エリアで電力会社への系統連系協議を行うことが予想されます。については、このような場合にトラブルが発生しないよう、一定のルールを構築することを望みます。

また、再生可能エネルギーによる発電事業を行う場合、現行では電力系統までの接続費用については発電事業者側が全面的に負担することとなっております。一般に2MWを超える大規模な発電事業を行うためには、特別高圧への接続が必要とされており、鉄塔の建設費用などを考慮すると発電事業者側はかなりの負担が必要になります。については、特別高圧接続の場合の費用負担について、一定額の助成制度の創設を求めます。

さらに、離島地区、特に本土地区からの電力系統がない地区においては、再生可能エネルギーの導入の増大により、一層の電力系統の安定化を図る必要があります。については、離島地域において発電事業を行う場合、発電事業者側への蓄電池導入支援制度の創設を求めます。